

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	老人福祉法による福祉の措置及び費用徴収に関する事務 基礎項目評価書【令和7年9月30日しきい値判断により評価及び公表終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江別市は、老人福祉法による福祉の措置及び費用徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

江別市長

公表日

令和8年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人福祉法による福祉の措置及び費用徴収に関する事務
②事務の概要	老人福祉法第11条に基づき、65歳以上の者であって環境上の理由・経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを養護老人ホームに入所させ、又は、市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託する事務であり、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 【特定個人情報を取り扱う事務】 ①養護老人ホーム等の入所事務にかかわる受付・審査・決定通知等発行 ②養護老人ホーム等の負担額にかかわる徴収事務 ③養護老人ホーム等の措置費にかかわる確認支払い事務
③システムの名称	表計算ソフト/団体内統合宛名システム/中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
養護老人ホーム措置ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 番号法別表第61の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部介護保険課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、申請者ごとに施錠できる書棚に保管しており、また、不要文書を廃棄する際は複数人で確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類を申請者ごとに施錠できる書棚に保管しており、また、不要文書を廃棄する際は複数人で確認を行っていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	I-5②所属長	介護保険課長 金内 隆浩	介護保険課長 天野 保則	事後	
平成29年6月16日	I-1③システムの名称	高齢者福祉システム	高齢福祉システム	事後	
平成29年6月16日	I-5②所属長	介護保険課長 天野 保則	介護保険課長 浦田 和秀	事後	
平成30年7月6日	I-5②所属長の役職	介護保険課長 浦田 和秀	介護保険課長	事後	※様式変更
令和1年6月30日	IV-1~9様式の追加			事後	※様式変更
令和2年10月1日	II-1~2	平成27年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	※評価の再実施
令和3年9月1日	I-1③システムの名称	高齢福祉システム	なし(ファイル管理)	事後	
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号	第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号	事後	
令和5年1月1日	I-1③システムの名称	なし(ファイル管理)	表計算ソフト/団体内統合宛名システム/中間サーバー	事後	
令和5年1月1日	I-3法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一第41の項 ○番号法別表第一主務省令 ・第32条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一第41の項	事後	
令和5年1月1日	I-4②法令上の根拠	○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二 第61,62の項 ○番号法別表第二主務省令 第32,33条	○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二 第61,62の項	事後	
令和7年10月1日	評価署名	老人福祉法による福祉の措置及び費用徴収に関する事務 基礎項目評価書	老人福祉法による福祉の措置及び費用徴収に関する事務 基礎項目評価書【令和7年9月30日しきい値判断により評価及び公表終了】	事後	令和7年10月1日終了

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I-1②事務の概要	<p>老人福祉法第11条に基づき、65歳以上の者であって環境上の理由・経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを養護老人ホームに入所させ、又は、市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託する事務であり、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <p>①養護老人ホーム等の入所事務にかかわる受付・審査・決定通知等発行</p> <p>②養護老人ホーム等の負担額にかかわる徴収事務</p> <p>③養護老人ホーム等の措置費にかかわる確認支払い事務</p> <p>【情報連携】</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。</p>	<p>老人福祉法第11条に基づき、65歳以上の者であって環境上の理由・経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを養護老人ホームに入所させ、又は、市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託する事務であり、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <p>①養護老人ホーム等の入所事務にかかわる受付・審査・決定通知等発行</p> <p>②養護老人ホーム等の負担額にかかわる徴収事務</p> <p>③養護老人ホーム等の措置費にかかわる確認支払い事務</p>	事後	
令和7年10月1日	I-3法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条(利用範囲)</p> <p>・別表第一第41の項</p>	<p>番号法第9条 番号法別表第61の項</p>	事後	
令和7年10月1日	I-4①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和7年10月1日	I-4②法令上の根拠	<p>○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号</p> <p>○番号法別表第二第61.62の項</p>	削除	事後	
令和7年10月1日	II-1~2	令和2年10月1日	令和7年9月30日時点	事後	※しきい値の見直し
令和7年10月1日	IV-3特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	
令和7年10月1日	IV-3情報提供ネットワークシステムとの接続	十分である	接続しない(入手・提供)	事後	
令和7年10月1日	IV-8・11の記載事項の追加			事後	※様式変更